

# (仮称)よこはま防災力向上マンション認定制度(案)

## について皆様のご意見を募集します！

横浜市では、防災対策を実施しているマンションを認定する「(仮称)よこはま防災力向上マンション認定制度」の検討を進めています。このたび、制度の案を策定したため、マンションにお住まいの方やマンション開発に関わる方など、幅広い皆様からのご意見を募集いたします。

### 制度創設の背景・目的

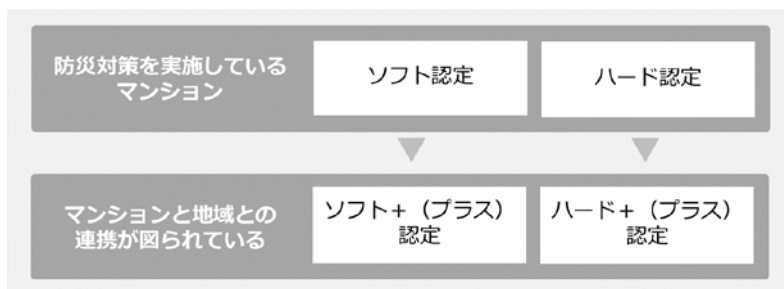
近年、台風や豪雨などの風水害が激甚化・頻発化しており、令和元年東日本台風（台風第19号）では、大雨に伴う内水氾濫などにより、首都圏の高層マンションにおいて電気設備が浸水し、居住継続が困難になるという被害が生じました。

こうした中、災害に強いマンションの形成と、地域住民を含めた防災力の向上を図るため、防災対策を実施しているマンションを「(仮称)よこはま防災力向上マンション」として認定する新たな制度を令和3年度に創設します。

### 制度案の概要

#### (1) 制度案の考え方

防災対策を実施しているマンションのうち、防災活動などのソフト対策を実施しているマンションを「ソフト認定」、建物全体の対策を実施しているマンションを「ハード認定」としてそれぞれ認定します。

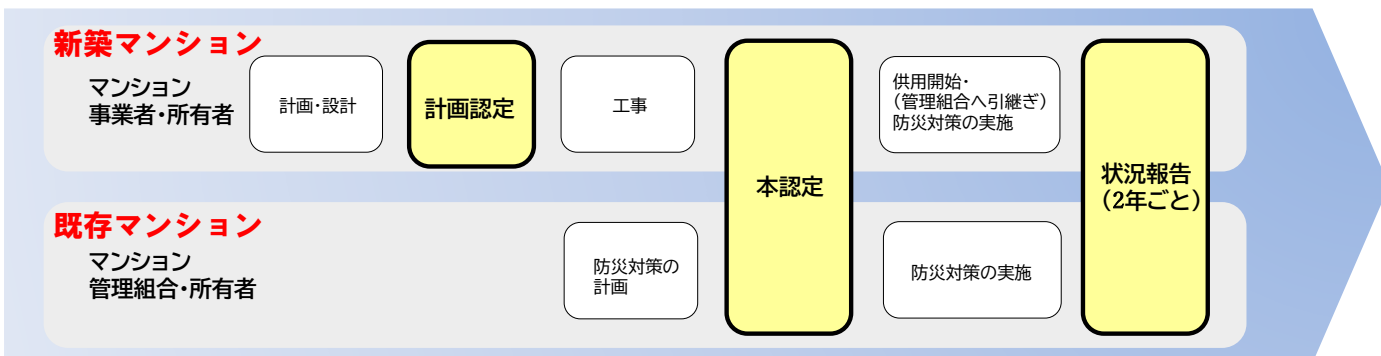


地域との連携が図られているマンションは更にそれぞれ「ソフト+ (プラス) 認定」「ハード+ (プラス) 認定」として認定します。

#### (2) 認定対象

新築、既存、分譲、賃貸に関わらず、すべてのマンション（共同住宅）を認定対象とします。



#### (3) 認定手続き





## 認定基準(案)

### ●ソフト対策の認定基準

認定基準：以下の項目をすべて満たすこと

項目	認定基準
防災組織・体制	自主防災組織の結成 ※賃貸の場合は、建物の被害状況や入居者の安否確認ができる体制の構築等
防災マニュアル	防災マニュアルの策定
防災訓練	マンション内の防災訓練を年1回以上実施  <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>(例) 消火栓放水訓練</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(例) ホワイトボードを利用した安否確認訓練</p> </div> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">出典：ヨコハマの「減災」アイデア集（横浜市危機管理室）</p>
飲料水等の備蓄	飲料水、食料、トイレパックの備蓄（住戸数×3日分）

+（プラス）認定基準：上記に加え、以下の項目をひとつでも満たすこと

項目	認定基準
地域との協力体制	地域の自治会等との災害時の連携（地域防災拠点等との情報共有、地域の一時避難場所の開放など）についてあらかじめ協議
地域との防災訓練	地域の自治会等と連携・協力した防災訓練を年1回以上参加
地域交流活動	地域コミュニティの形成に寄与する取組（祭礼や子育てサロンなど）に年1回以上参加  <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">出典：ヨコハマの「減災」アイデア集（横浜市危機管理室）</p> <p style="text-align: center;">(例)地域の自治会が開催する行事への参加</p>

## ●ハード対策の認定基準

認定基準：以下の項目をすべて満たすこと

項目	認定基準
耐震性	新耐震基準相当の耐震性能
浸水対策	<p>① ハザードマップ等を参考に浸水対策の目標水準の設定（目標とする想定浸水規模の設定、浸水を防止する部分の選定等）</p> <p>② 目標水準に対する浸水対策（電気設備の上階設置、止水板等の設置など）の実施</p> <p>(例)出入口における止水板の設置 出典：建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン</p> 
防災倉庫	<p>延べ面積 5 m<sup>2</sup>以上の防災倉庫の設置 (11 階以上のマンションの場合は、5 層以内ごとに 1 か所以上設置)</p> <p>(例)防災倉庫のイメージ</p> 
防災設備	<p>小型発電機及び住宅に必要な防災備品（救助用資器材など）の設置</p> <p>(例)防災設備のイメージ 出典：横浜市地域防災拠点備蓄品一覧（横浜市 HP）</p> 
マンホールトイレ等 ※新築の場合は必須	<p>マンホールトイレ等（排水管や仮設テント、便器、排泄物を流すための水源を備えたもの）の設置</p> <p>(例)マンホールトイレのイメージ 出典：横浜市マンホールトイレ設置助成制度のご案内（横浜市 HP）</p> 

+（プラス）認定基準：上記に加え、以下の項目をひとつでも満たすこと

項目	認定基準
地域の一時避難場所	災害時に周辺住民が避難できるスペースを敷地内に設置 (水害を想定する場合には想定される浸水深より上部に設置)
地域の浸水対策	<p>「雨水活用技術規準」（日本建築学会）に示された「基本蓄雨高 100mm」に必要な蓄雨高を敷地内で確保</p> <p>※蓄雨高 100mm とは、降雨時間に関係なく、建築敷地に降った 100mm の雨を、貯留施設や浸透施設などにより貯めることができる能力があること</p> <p>※CASBEE 横浜の届出が必要</p>
地域共用の防災倉庫等	防災倉庫、防災設備、マンホールトイレ等を地域の自治会等と共用
地域交流施設	地域コミュニティの形成に寄与する施設（地域の自治会等が使用できる集会室、コワーキングスペースなど）の設置

## 制度活用促進策の案について

### ●認定証の交付、横浜市ホームページでの公表

認定を取得したマンションに対して、エントランス等に掲示することができる認定証を交付するとともに、認定内容を本市のホームページに掲載します。

### ●防災アドバイザーの派遣

認定を取得するマンションの管理組合等に対して、マンションの防災対策に関するアドバイスを行う専門家・団体を派遣し、活動の支援を行います。



### ●容積率等の緩和 ※検討中

市街地環境設計制度等を活用し、地域の一時避難場所や防災倉庫等（例）防災アドバイザーのイメージを設置した場合、容積率等の緩和を行います。

## 意見募集について

**【募集期間】** 令和3年9月27日（月）から令和3年10月26日（火）まで

**【募集対象】** ・横浜市民の方だけでなく、どなたでも提出していただけます。

- ・マンション管理組合、マンション建設事業者、マンション所有者など、法人の皆様も提出していただけます。

**【提出方法】** 次のいずれかの方法でご意見を提出してください。提出様式は特に問いません。

- ① 郵送（消印有効）：〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 24階 横浜市建築局住宅政策課 宛
- ② FAX：045-641-2756 ※「住宅政策課宛」と明記ください。
- ③ 電子メール：[kc-safetynet@city.yokohama.jp](mailto:kc-safetynet@city.yokohama.jp)



※こちらのQRコードから電子メールを送ることができます。

### 【注意事項】

- 「氏名（法人その他の団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」「住所（区名まで）」「ご意見」を明記の上、お送りください。
- いただいたご意見は、認定制度の検討にあたって参考にさせていただきます。また、いただいたご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方等については、後日、横浜市のホームページで公表します。（氏名、住所は公表いたしません。）
- 意見の提出は書面によるものとし、電話や来庁による口頭での意見は受け付けません。
- 意見募集に使用したメールアドレスやFAX番号等の個人情報に関しましては「横浜市個人情報保護に関する条例」の規定に沿って適切に管理し、ご意見の内容に不明点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

## 問い合わせ先について

制度の内容や意見募集手続きに関してご不明点等がある場合については、**建築局住宅政策課（045-671-4121）**までお問い合わせください。